

# 卸売市場をめぐる情勢について

## 食料産業局

平成 2 8 年 6 月

**農林水産省**

# 目次

---

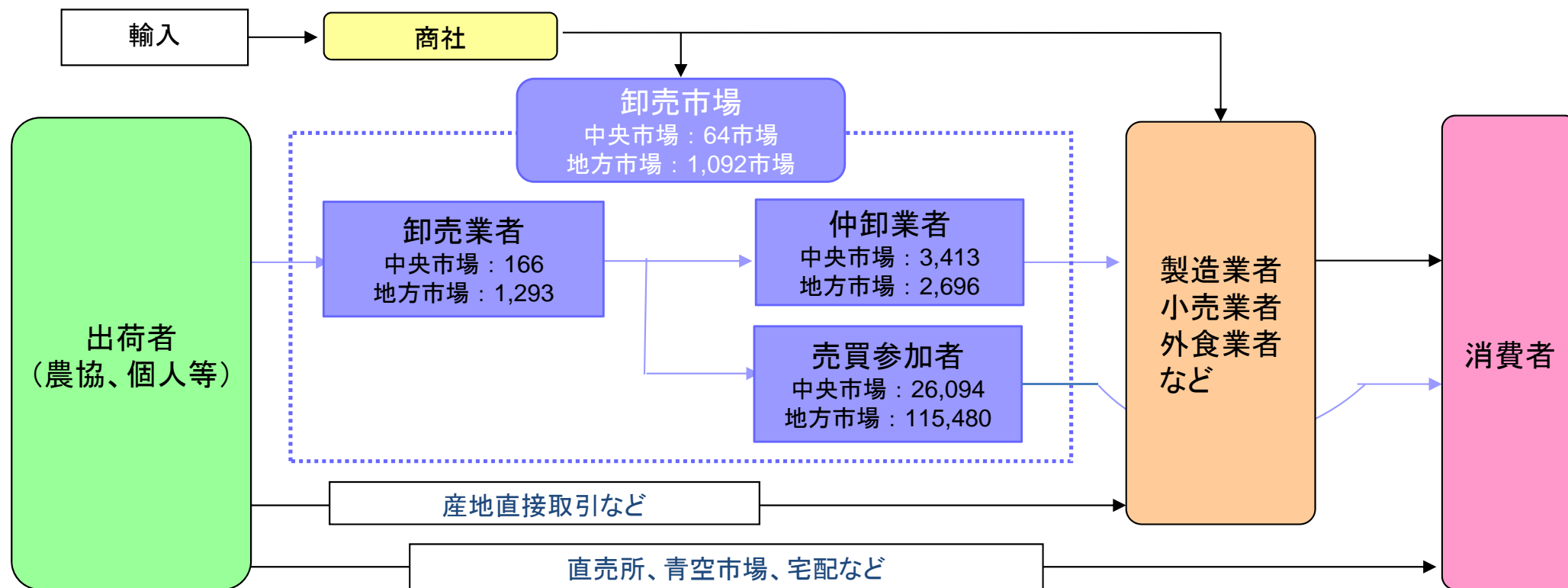
## 卸売市場をめぐる情勢について

- 卸売市場の役割・機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 中央卸売市場の配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 卸売市場経由率、卸売市場数、卸売業者数の推移・・・・・・・・ 3
- 取扱金額の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 中央卸売市場と地方卸売市場に係る制度の比較・・・・・・・・ 5
- 卸売業者及び仲卸業者の経営動向・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

## ○ 卸売市場の役割・機能

○ 卸売市場は、野菜、果物、魚、肉など日々の食卓に欠かすことのできない生鮮食料品等を国民に円滑かつ安定的に供給するための基幹的なインフラとして、多種・大量の物品の効率的かつ継続的な集分荷、公正で透明性の高い価格形成など重要な機能を有している。

### ■生鮮食料品等の主要な流通経路



(中央市場のデータはH27年度末時点、地方市場のデータはH26年度末時点)

### ■市場の主要機能

#### ① 集荷(品揃え)、分荷機能

全国各地から多種・大量の物品を集荷するとともに、実需者のニーズに応じて、迅速かつ効率的に必要な品目、量へと分荷

#### ② 価格形成機能

需給を反映した公正で透明性の高い価格形成

#### ③ 代金決済機能

販売代金の出荷者への迅速・確実な決済

#### ④ 情報受発信機能

需給に係る情報を収集し、川上・川下それぞれに伝達

# ○ 中央卸売市場の配置

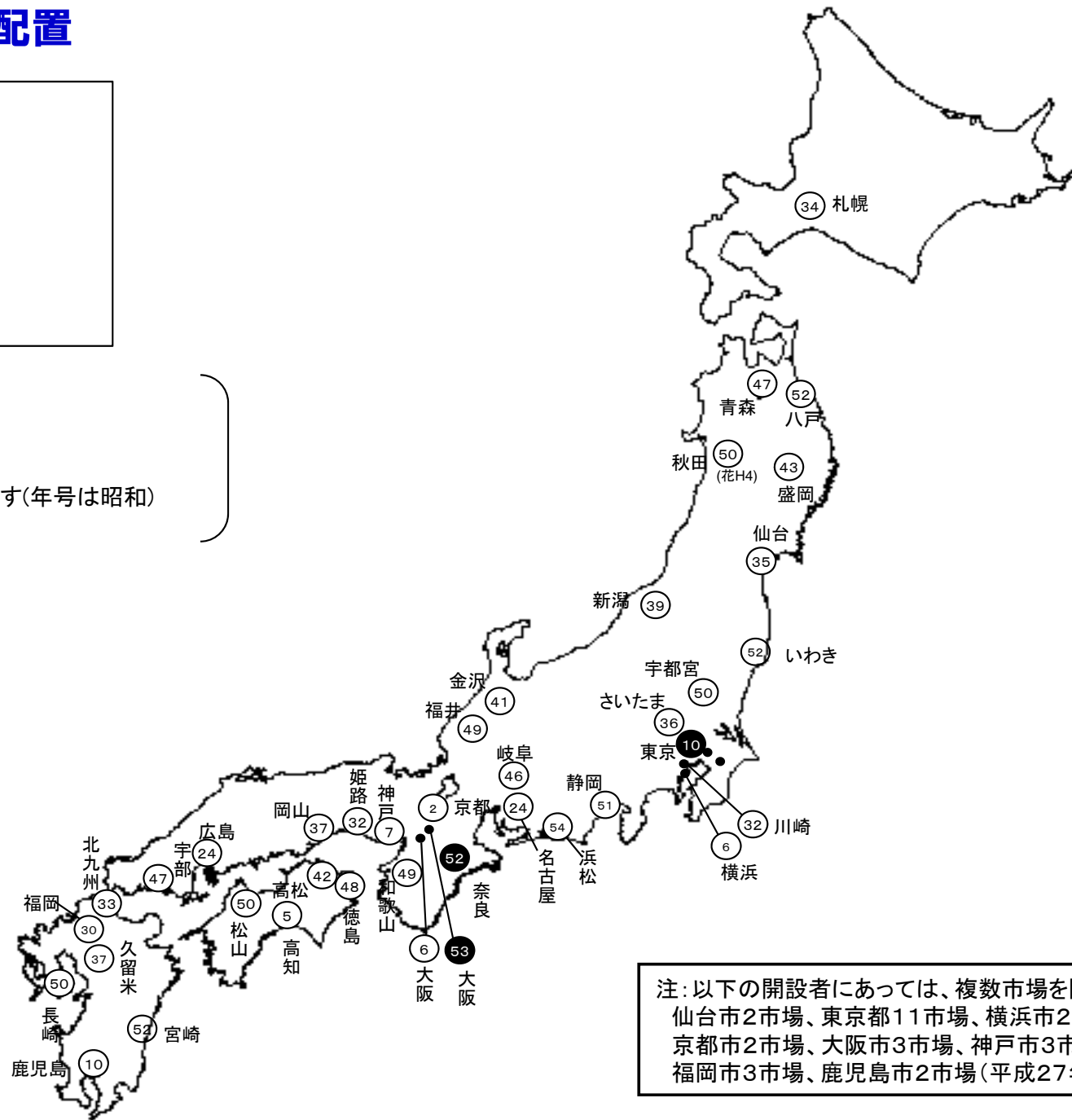
## ○ 全64市場(40都市)

- 青果 : 49市場(37都市)
- 水産物 : 35市場(30都市)
- 食肉 : 10市場(10都市)
- 花き : 16市場(12都市)
- その他 : 6市場(5都市)

※平成27年度末時点

### 凡例

- : 開設者が都府県のもの
- : 開設者が市のもの
- 数値は開設(業務開始)年を表す(年号は昭和)



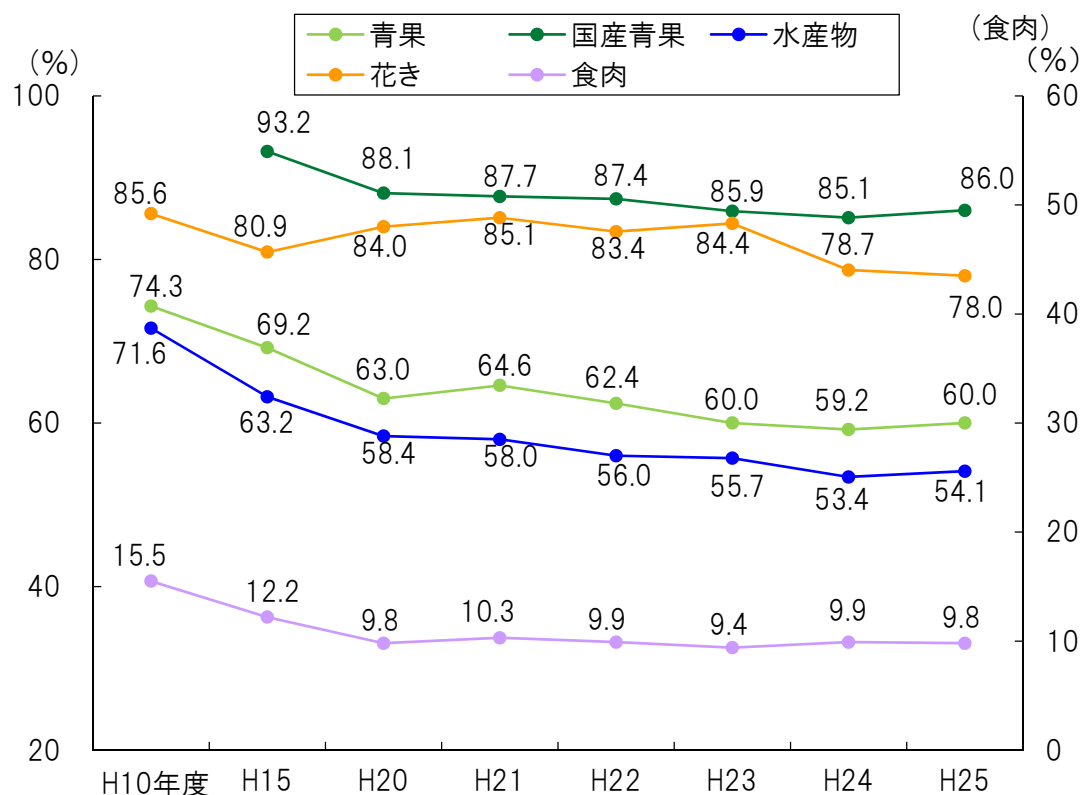
注: 以下の開設者にとっては、複数市場を開設  
 仙台市2市場、東京都11市場、横浜市2市場、名古屋市3市場、  
 京都市2市場、大阪市3市場、神戸市3市場、広島市3市場、  
 福岡市3市場、鹿児島市2市場(平成27年度末現在)



## ○ 卸売市場経由率、卸売市場数、卸売業者数の推移

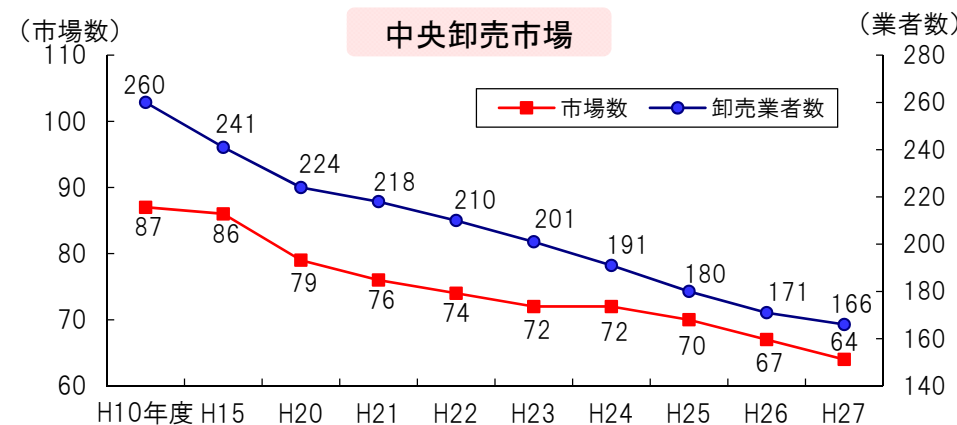
- 卸売市場は生鮮食料品等の流通の基幹的なインフラとしての役割を果たしており、青果の6割程度、水産物の5割強が卸売市場を経由している(国産青果物では約9割)。
- 市場経由率は、加工品など卸売市場を経由することが少ない物品の流通割合の増加等により、総じて低下傾向で推移しているが、近年は概ね横ばいとみられる部類もある。
- 卸売市場数及び卸売業者数は、中央卸売市場、地方卸売市場ともに減少している。

### ■卸売市場経由率の推移(重量ベース、推計)

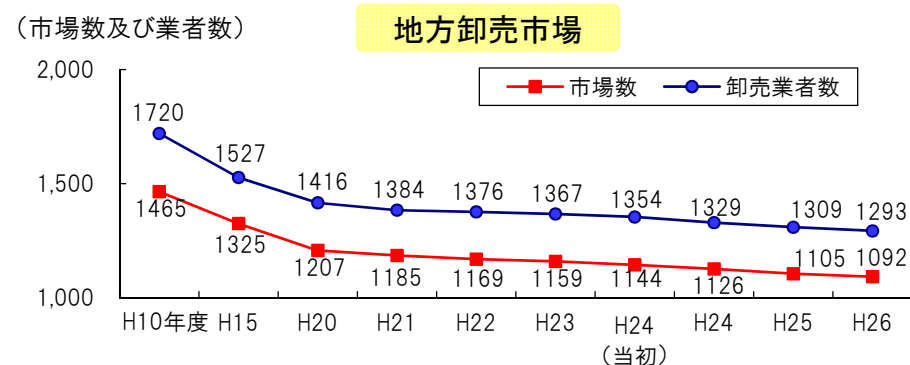


資料:農林水産省「食料需給表」、「青果物卸売市場調査報告」等により推計  
 注:卸売市場経由率は、国内で流通した加工品を含む国産及び輸入の青果、水産物等のうち、卸売市場(水産物についてはいわゆる産地市場の取扱量は除く。)を経由したものの数量割合(花きについては金額割合)の推計値。

### ■卸売市場数、卸売業者数の推移



資料:農林水産省食品流通課調べ  
 注:各年度とも年度末時点の数である。



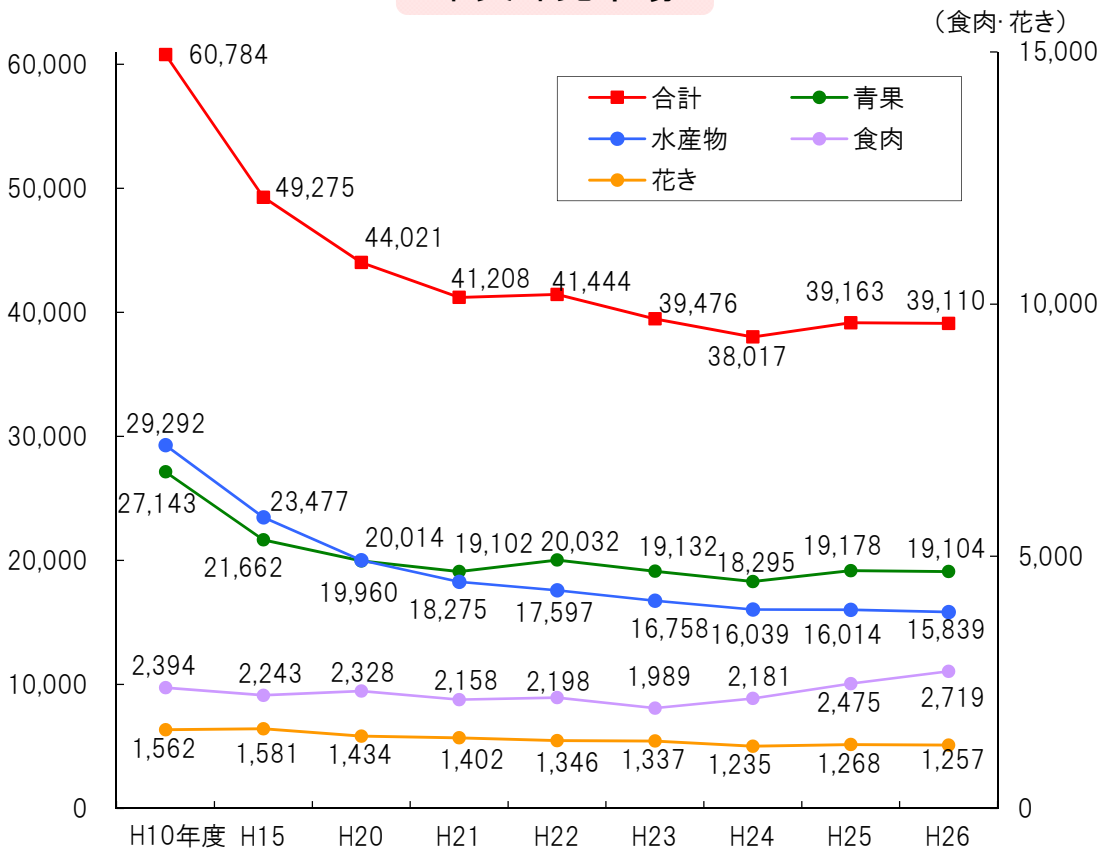
資料:農林水産省食品流通課調べ  
 注:H23年度までは年度当初時点の数、H24年度以降は年度末時点の数である。  
 (なお、H24年度は年度当初時点の数も併記)

## ○取扱金額の推移

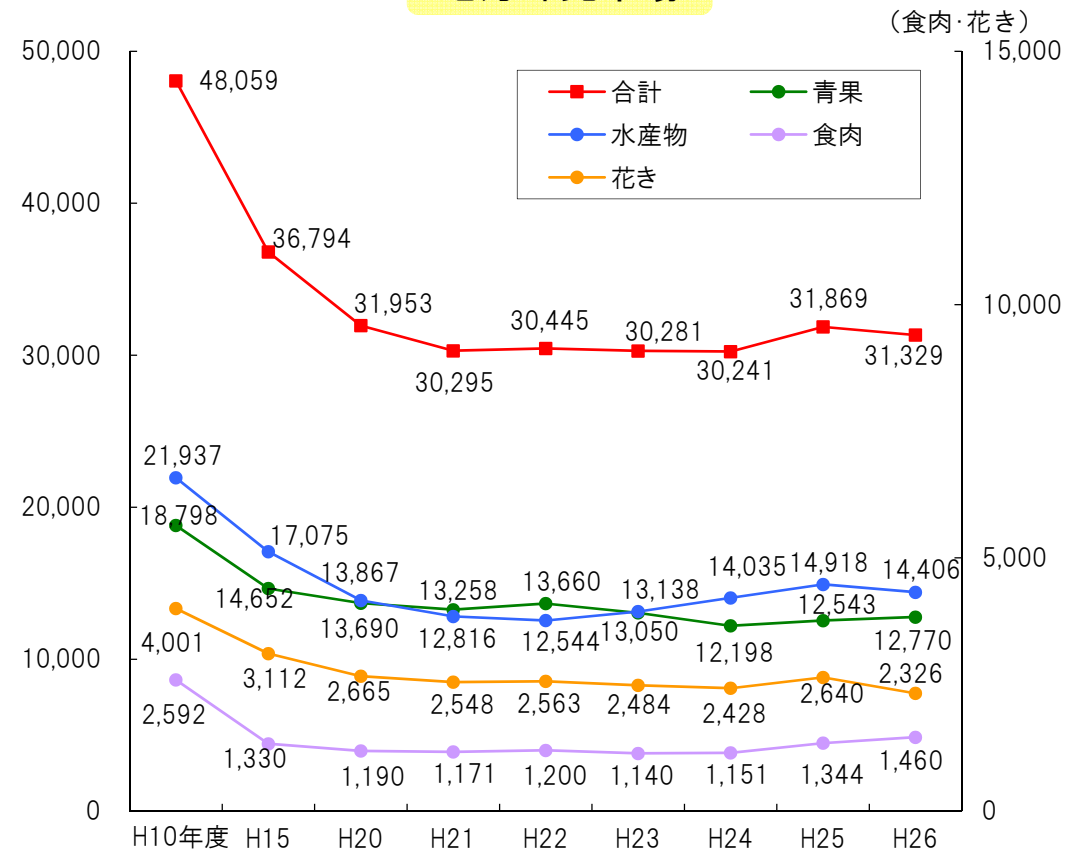
○ 卸売市場における取扱金額は、市場外流通の増加等の影響による取扱数量の減少等により総じて減少傾向で推移してきたが、近年、部類によっては概ね横ばいの傾向もみられる。

### ■取扱金額の推移(単位:億円)

中央卸売市場



地方卸売市場



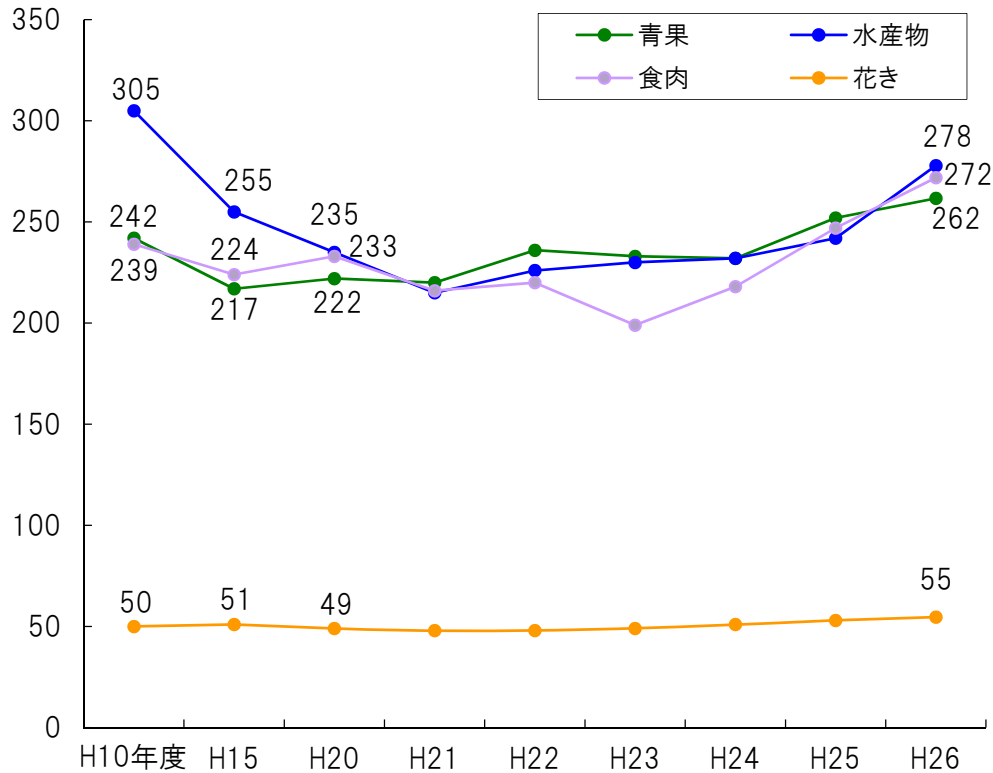
## ○ 中央卸売市場と地方卸売市場に係る制度の比較

		中央卸売市場	地方卸売市場
特 徴		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公正かつ効率的な流通の確保を目的とした<u>広域的な生鮮食料品等流通の中核的な拠点</u></li> <li>・ 都道府県や一定規模以上の都市が開設者となって、厳格な取引規制の下、指標となる価格形成等重要な機能を果たしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>地域における生鮮食料品等の集配拠点</u></li> <li>・ 開設者の主体に制限はなく、法律上の規制も緩やかとなっており、地域の実情に応じた運営がなされている。</li> </ul>
業者等の許認可、指導監督	開設者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林水産大臣による認可、報告徴収・検査、監督処分等（開設主体は都道府県・人口20万人以上の市等に限定）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県知事による許可、報告徴収・検査、監督処分等（開設主体に限定なし（地方公共団体、株式会社、農協、漁協等））</li> </ul> <p>【その他、必要に応じて都道府県知事が条例で規定】</p>
	卸売業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林水産大臣による許可、報告徴収・検査、監督処分等</li> <li>・ 開設者による報告徴収・検査、監督処分等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県知事による許可、報告徴収・検査、監督処分等</li> </ul> <p>【その他、必要に応じて都道府県知事が条例で規定】</p>
	仲卸業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設者による許可、報告徴収・検査、監督処分等</li> </ul>	法律上特段の規定なし
	売買参加者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設者による承認、監督処分</li> </ul>	【必要に応じて都道府県知事が条例で規定】
取 引 規 制		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売買取引の方法の設定</li> <li>・ 差別的取扱いの禁止、<u>受託拒否の禁止</u></li> <li>・ 卸売の相手方の制限（<u>第三者販売の原則禁止</u>） （卸売業者の販売先を市場内の仲卸、売買参加者に限定）</li> <li>・ <u>市場外にある物品の卸売の原則禁止</u> （卸売業者の販売を市場内にある物品に限定）</li> <li>・ 卸売業者に係る卸売の相手方としての買受けの禁止</li> <li>・ 仲卸業者の業務の規制（販売の委託の引受けの禁止、<u>直荷引きの原則禁止</u>） （仲卸業者の仕入先を当該市場の卸売業者に限定）</li> <li>・ 卸売予定数量ならびに卸売数量・価格の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売買取引の方法の設定</li> <li>・ 差別的取扱いの禁止</li> <li>・ 卸売予定数量ならびに卸売数量・価格の公表</li> </ul> <p>【その他、必要に応じて都道府県知事が条例で規定】</p>

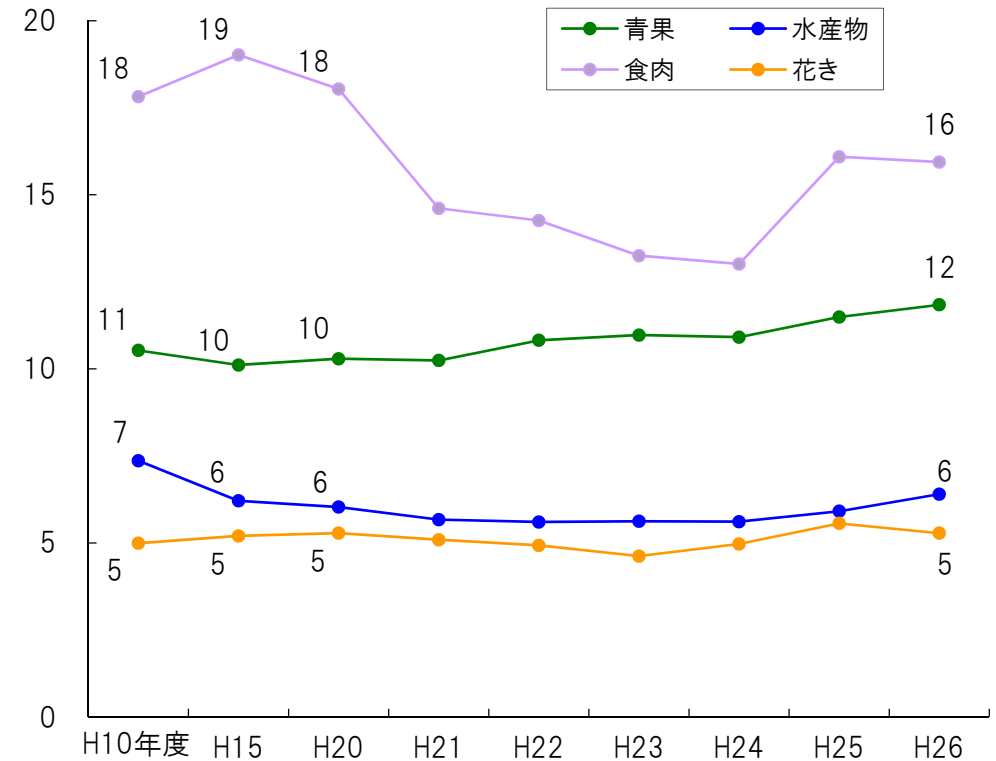
## ○ 卸売業者及び仲卸業者の経営動向①(取扱金額等)

- 中央卸売市場における卸売業者1業者当たりの取扱金額は、いずれの部類も近年概ね横ばいで推移している(平成26年度はいずれの部類も増加)。
- 中央卸売市場における仲卸業者1業者当たりの仕入金額は、いずれの部類も近年概ね横ばいで推移している。

### ■ 中央卸売市場卸売業者1業者当たり 取扱金額の推移(単位:億円)



### ■ 中央卸売市場仲卸業者1業者当たり 仕入金額の推移(単位:億円)





## ○ 卸売業者及び仲卸業者の経営動向②(収益性)

- 中央卸売市場の卸売業者の売上総利益率や営業利益率は、花きの営業利益率を除いて、類似業態である飲食料品卸売業全体の値以下となっている。
- 中央卸売市場の仲卸業者の売上総利益率や営業利益率も、花きの売上総利益率を除いて、飲食料品卸売業全体の値以下となっている。

### ■ 中央卸売市場卸売業者及び仲卸業者の営業収支(総売上高に対する割合)の内訳(平成26年度)

#### 【卸売業者】

(単位:%)

	青果	水産	食肉	花き
売上総利益(粗利)	6.7	5.1	4.0	10.5
販売費・一般管理費	6.4	4.8	3.9	9.9
うち人件費	2.6	2.4	1.7	5.8
営業利益	0.3	0.4	0.1	0.6

#### 【仲卸業者】

(単位:%)

	青果	水産	食肉	花き
売上総利益(粗利)	12.1	12.3	8.3	17.4
販売費・一般管理費	11.8	12.3	8.0	16.8
うち人件費	5.8	6.8	3.0	9.5
営業利益	0.2	▲ 0.01	0.3	0.6

資料:農林水産省食品流通課調べ

### (参考)他業態の営業収支(総売上高に対する割合)の内訳(平成26年度(速報))

(単位:%)

	全産業	食料品製造業	飲食料品卸売業	飲食料品小売業	飲食店	持ち帰り・配達飲食サービス業
売上総利益(粗利)	24.5	23.1	12.7	28.8	59.4	49.4
販管費・一般管理費	21.9	21.3	12.1	27.9	59.3	48.2
うち人件費	9.9	7.9	5.0	12.0	28.1	28.5
営業利益	2.6	1.8	0.6	0.9	0.1	1.2

資料:中小企業庁「中小企業実態基本調査」